

岡山県立倉敷中央高等学校 いじめ対策基本方針

令和3年4月 策定

いじめに関する現状と課題

本校において、いじめの原因となりうる生徒間のトラブルは、学年・学科を問わず年間数件起きている。人間関係を構築する段階でトラブルとなる傾向があり、SNSへの書き込みに起因する生徒間のトラブルは学年を問わず増加傾向にある。生徒のほとんどがスマートフォンを所持しているが、ネット利用の実態についてはその匿名性ゆえに把握が困難である。現在、教育相談課と生徒指導課が連携するいじめ対策会議等でトラブルに対応しているが、いじめを許さずトラブルを未然に防止する取組により強力に推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、日頃から教員・生徒・保護者の人権意識の高揚を図り、いじめの早期発見に努めるとともに、適切な対処のための教職員研修をより一層充実させていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会に教育相談課長・生徒指導課長をはじめとして、科・係、学年の教職員も参画することで、それぞれの立場からいじめ問題の解決のために実効的な取組を行う。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、生徒間のよりよい人間関係の構築のために、あらゆる活動の中で機会を捉えて、担任を中心とする教職員全体制で生徒の指導に当たる。
 - ・いじめの早期発見のために、休み明けの面接週間で生徒一人ひとりの様子を観察するとともに、Q-Uや学校生活アンケートを実施して教職員間で情報共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深めるために外部講師を招聘し、生徒・教職員・保護者を対象とした講演会や学習会を実施する。
 - ・生徒が自らの友人関係づくりに目を向け、学校生活をより充実したものにするために、いじめを見逃さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を目指して、生徒会が実施するクラス討議などの取組を支援する。
 - ・生徒のサインを見逃さないよう、教育相談の手法についての講座を教職員研修に取り入れる。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- 学校基本方針をPTA総会で説明することで、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- インターネット上のいじめの問題や、スマートフォン等の正しい使い方に関する講演会・研修会・人権映画などへの保護者の参加を促進する。
- 保護者や地域の方々との連携をより強めて、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- 学校やPTAが配付するさまざまな文書・通信・会報などに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。また、時機に応じた情報を提供し、いじめに関する啓発を行う。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正のための相談窓口。事案への対応。
- <対策委員会の開催時期>
年に2回程度、必要に応じて開催。
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- <構成メンバー>
○校外 スクールカウンセラー、PTA会長
○校内 校長・教頭・事務部長・教務課長・教育相談課長・生徒指導課長、学科・コース長、学年主任・人権教育係長・道徳教育コーディネーター、特別支援教育コーディネーター
- <その他>
・生徒間トラブル発生認知後、ただちに「いじめ対策委員会」を招集して対応を協議する。

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- 県教育委員会

<連携の内容>

- ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

<学校側の窓口>

- 教頭

<連携機関名>

- 倉敷警察署

<連携の内容>

- 非行防止教室の実施
- 定期的な情報交換、連絡協議会への参加

<学校側の窓口>

- 生徒指導課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(意識啓発) ○倉敷警察署から講師を招き、SNSなどインターネットの利用を含めた非行防止についての講演会を実施する。 ○携帯安全教室を実施して、スマートフォンやブログ・ライン・ツイッターなどの正しい利用について学ばせる。 ○学校行事や部活動を通じて、よりよい人間関係をつくる機会を作る。白ゆり祭の活動を通して、クラス・部活動委員会等で、準備のために協働する姿勢を養う。教職員が寄り添って活動することで、人間関係づくりやコミュニケーション能力の向上を支援する。 (生徒会活動) ○いじめについて考える時間を設け、生徒会主催のクラス討議で、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (教員研修) ○教職員の指導力向上のため、人権教育研修会や教育相談研修会をより一層充実させる。
	(実態把握) ○生徒の実態を把握するためのアンケート(Q-U)を5月と10月に実施することで、学級集団をアセスメントし、より適切な支援の方法を考える。 (情報共有) ○学年会議・職員会議等で定期的に生徒情報交換を行うことでトラブルの早期発見に努め、いじめを未然に防ぐ。また、教育相談係会や生徒指導課会議でいじめの原因となるようなトラブルが認められた場合は、教頭を中心としていじめ対策会議を開いて、具体的な対応策を講じる。 (相談体制の確立) ○相談担当の教職員を生徒に周知するとともに、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく細やかな声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (家庭への啓發) ○いじめの早期発見につながるよう、学校やPTAが配付するさまざまな文書・通信・会報などに、いじめに関する情報や、子どものサインを見逃さないためのポイント等を載せることで、いじめへの対応に関する啓發を行う。
② 早期発見	(いじめの有無の確認) ○本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その訴えがあつたりした場合は、ただちにいじめ対策会議を招集し、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応) ○いじめの可能性が明らかになった場合は、いじめ対策会議において解決に向けた具体策を講じ、臨時職員会議において全教職員で情報を共有したうえで解決にあたる。事後、いじめ対策委員会において、今回の対応について外部委員も含めて検証を行う。 (いじめられた生徒への支援) ○いじめがあったことが確認された場合には、いじめ被害の生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導と支援) ○いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に大きな影響を及ぼすということに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒を取り巻く環境や人間関係など、その背景を十分に考慮して、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導と支援を行う。
③ いじめへの対処	